

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日_____以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> | <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第13条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次により算定する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 <u>ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イに_____掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯_____</u></p> <p>_____（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を控除した数で除して得た額</p> |

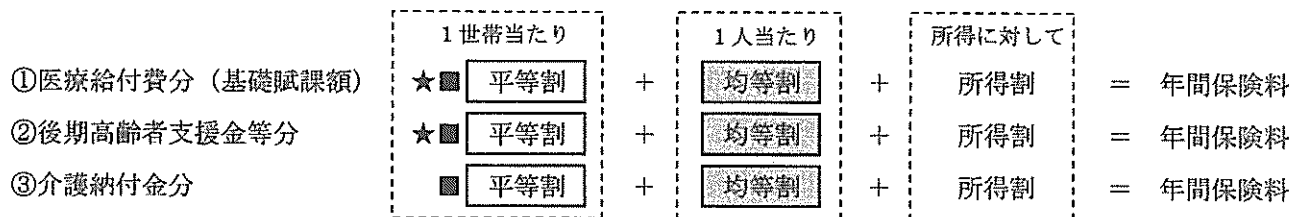


| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(3) 世帯別平等割 <u>アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</u></p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p>ウ 特定継続世帯 <u>アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</u></p> | <p>(3) 世帯別平等割 <u>ア又はイ</u> に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ<u>ア又はイ</u> に定めるところにより算定した額</p> <p>ア <u>イに</u> 掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数</p> <p><u>を控除した数で除して得た額</u></p> <p>イ 特定世帯 <u>ア</u> で定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> |
| <p>2・3 (省略)</p>  | <p>2・3 (省略)</p>  |
| <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p>   | <p>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</p>   |
| <p>第13条の6の9 第13条の6の6の世帯別平等割額は、<u>第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</u></p>  | <p>第13条の6の9 第13条の6の6の世帯別平等割額は、<u>第1号又は第2号</u> に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ<u>第1号又は第2号</u> に定める額とする。</p>   |
| <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて<u>特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの</u> (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属</u></p>   | <p>(1) <u>第2号</u> に掲げる世帯以外の世帯 第13条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯</p> <p><u> (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第13条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p>  |

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <u>する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</u> |     |

特定世帯等に係る国民健康保険料の軽減特例措置の延長等の改正内容

1 国民健康保険料の内容 保険料総額：①+②+③（ただし、③は40歳以上65歳未満の方が加入している世帯のみが対象）

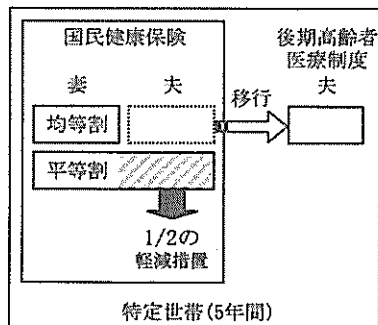


2 今回の改正内容

(1) 世帯別平等割額の軽減措置の延長 対象：上記①医療給付費分及び②後期高齢者支援金等分の★平等割

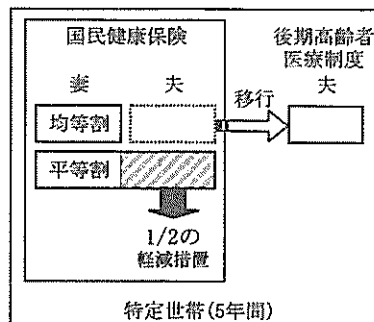
○現行制度

夫：後期高齢者医療制度へ移行後  
妻の平等割：5年間 1/2 軽減

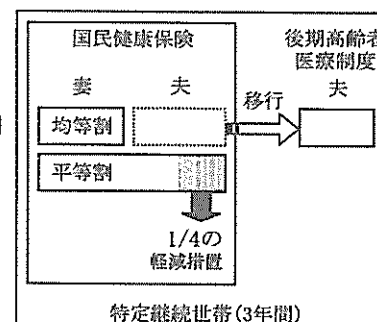


○改正後

夫：後期高齢者医療制度へ移行後  
妻の平等割：5年間 1/2 軽減



妻の平等割：5年経過後 3年間 1/4 軽減



報 2-5

(2) 保険料軽減制度に係る特例の恒久化 対象：上記①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分及び③介護納付金分の■平等割と均等割

| 低所得者に対する軽減が受けられる世帯の合計所得の上限額  | 軽減割合 |
|--|------|
| 33万円 + (世帯主を除く加入者数 + 世帯主を除く特定同一世帯所属者 <sup>(注)</sup> 数) × 24万5千円 以下<br>移行後5年間 ⇒ 恒久化 | 5割   |
| 33万円 + (加入者数 + 特定同一世帯所属者 <sup>(注)</sup> 数) × 35万円 以下<br>移行後5年間 ⇒ 恒久化               | 2割   |

(注) 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した後も、継続して同一の世帯に属する者